

いわぎんアプリ利用規約

いわぎんアプリ利用規約（以下「本規約」と言います）は、株式会社岩手銀行（以下、「当行」と言います）が提供するスマートフォン向けアプリケーション「いわぎんアプリ」（以下、「本アプリ」と言います）を利用する場合の取扱いを明記したものです。

第1条 本アプリのサービス内容

1. 本アプリは、お客さまのインターネットに接続可能なスマートフォンにダウンロードした当行所定のアプリケーションを使用して、6.で定めるサービス（以下、「本サービス」と言います）をご利用いただけるものです。
2. 本サービスの利用は、日本国内に居住の満15歳以上の個人もしくは個人事業主のお客さまに限られます。
3. 未成年のお客さまのご利用には、法定代理人の同意が必要となります。
4. 個人事業主のお客さまは、本アプリに生計費決済用口座（非事業性口座）を登録している場合に限り、当行所定の方法で申請を行うことにより資金移動サービス（振込等）を利用することができます。
5. 「いわぎんインターネットバンキングサービス」をご利用していないお客さまが本アプリの利用登録を行うと、「いわぎんインターネットバンキングサービス」についても同時に利用登録されます。
なお、2022年1月以前から本アプリをご利用しているお客さまは、2022年1月以降のアップデートにより、旧データが移行されます。この際に本アプリに登録されている口座のうち、「いわぎんインターネットバンキングサービス」の契約がない口座については、同時に「いわぎんインターネットバンキングサービス」の利用登録がされます。
6. 本アプリでは以下のサービスをご利用いただくことができます。

(1) 登録口座情報の閲覧・保存サービス

- ① 本アプリに登録した預金口座またはカードローン口座の残高や入出金明細を閲覧・保存することができます。
- ② 残高等の口座情報は当行所定の時刻における内容であり、お客さまが口座情報の照会を行った時点の内容とは異なる場合があります。なお、これに起因してお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
- ③ ご照会いただける入出金明細の内容は、当行所定の期間内のものとなります。

(2) プッシュ通知サービス

当行は本アプリ利用者に対し、プッシュ通知機能を利用してキャンペーン情報、広告・各種情報を提供します。プッシュ通知の利用を許可しない場合は、設定画面より変更が可能です。

(3) 収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」

- ① 収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」は、当行所定の収納機関に対し、本アプリに登録した口座から払込資金を引き落とすことにより、税金、各種料金等の払込みを行うサービスをいいます。
- ② 本サービスでは、「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」第12条「料金等払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」」に定める内容を適用します。
- ③ 本サービスのご利用には、本条第6項第12号に定める「ワンタイムパスワードサービス」の利用登録が必要です。

(4) 振込サービス

- ① 振込サービスとは、本アプリに登録した口座から当行の本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座宛に、振込を行うサービスをいいます。
- ② 本サービスでは、「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」第4条「振込サービス・おまかせ振込サービス」に定める内容を適用します。
- ③ 本サービスのご利用には、本条第6項第12号に定める「ワンタイムパスワードサービス」の利用登録が必要です。

(5) アプリ間送金サービス「オクロット！」

- ① アプリ間送金サービス「オクロット！」（以下、「アプリ間送金サービス」と言います）は、本アプリの利用者間で資金の請求および支払を行うサービスをいいます。

- ② アプリ間送金サービスにおける資金の支払は振込として取扱います。
- ③ 1日あたりの支払の上限金額は当行所定の範囲内とします。なお、当行は本アプリ利用者に事前に通知することなく1日あたりの支払上限額を変更する場合があります。
- ④ 1回あたりの支払の上限金額は当行所定の範囲内とします。なお、当行は本アプリ利用者に事前に通知することなく1回あたりの支払上限額を変更する場合があります。
- ⑤ 支払完了後に取消・変更はできません。また、支払完了後に取消が必要な場合は、支払指定口座のある当行本支店に当行所定の組戻依頼書を提出し、組戻手続を依頼してください。組戻手続には当行ホームページ記載の組戻手数料をいただきます。なお、本アプリ上で組戻手続はできません。
- ⑥ 次の場合には、支払いのお取引はできません。
- 支払金額が支払指定口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合。
 - 支払指定口座もしくは資金受取口座が解約済みの場合。
 - 支払指定口座の支払停止あるいは資金受取口座の入金停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合。
 - 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不相当と認めた場合。
- ⑦ 本サービスのご利用には、本条第6項第12号に定める「ワンタイムパスワードサービス」の利用登録が必要です。
- (6) スマート通帳機能
- ① スマート通帳機能では、当行所定の手続きにより本アプリにご登録いただいた口座の前日以前の入出金明細を保存および表示することができます。また、本アプリに保存された入出金明細に、任意の文字等をメモ登録することが出来ます。
 - ② スマート通帳機能は、「スマート通帳口座」、「『いわぎん口座開設アプリ』により開設した口座」、「イーハトーヴ支店口座」のみご利用いただけます。
- (7) 目的預金
- ① 概要
 - a. 目的預金では、本アプリ上でお客さまが貯蓄目的ごとに目標金額目標期限等を設定し、貯蓄の進捗状況を管理できます。
 - b. 目的預金では、本アプリから目的預金口座（貯蓄預金口座）を開設することができます。
 - c. お客さまは、本アプリを通じて、お客さまが指定した普通預金口座（以下、「紐づけ口座」といいます）と目的預金口座間で預金を振替することができます。
 - d. お客さまは、目的預金口座の内訳として、本アプリでのみ閲覧可能な「目的」を設定することができます。目的預金口座の残高を目的ごとに振り分けて管理することができます。
 - e. お客さまは、お客さまが指定した第三者と「目的」を相互に確認すること（以下「グループ預金」といいます）ができます。グループ預金の利用にあたっては、お客さまおよびお客さまが指定する第三者の双方において、目的預金用ID（アプリ上でお客さまごとに自動的に割り当てられる8桁の数字）が必要となります。
 - ② 未成年者の口座開設
未成年のお客さまは目的預金口座の開設にあたり法定代理人の同意が必要となります。
 - ③ 外国PEPs該当者の口座開設
外国PEPsに該当するお客さまは目的預金口座を開設いただくことはできません。なお、外国PEPsの定義は以下のとおりとなります。
 - a. 以下のような外国の重要な公的地位にある方
 - ・外国の元首
 - ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - ・我が国における衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
 - ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・我が国における特命全権大使・公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - ・我が国における統合幕僚長・幕僚副長、陸上幕僚長・幕僚副長、海上幕僚長・幕僚副長、航空幕僚長・幕僚副長に相当する職

- ・中央銀行の役員
 - ・予算について国会の議決を経るかまたは承認を受けなければならない法人の役員
- b. かつて外国の重要な公的地位にあった方
- c. 上記 a または b のご家族
- なお、配偶者は内縁関係を含みます。ただし、ご家族に関しては外国の公的重要な地位にある方ご本人が亡くなっていた場合はこの限りではありません。

④ 特定取引を行う者の届出

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」等の規定により、金融機関において所定のお取引を行う場合には、お客さまのお名前、ご住所、生年月日、居住地国等をお届いただくことが義務化されており、居住地国が日本のみでないもしくは居住地国を有さない方は目的預金口座を開設いただくことはできません。目的預金口座を開設いただく際は、以下の宣誓をしていただく必要がございます。

- ・私の住所は日本であり、税務上の居住地国も日本のみであることを宣誓します。
- ・上記の宣誓の内容に変更が生じた場合には、3ヵ月以内に窓口にて、当行所定の届出書を提出することに同意します。

⑤ 取引の制限

- a. 目的預金口座へは通帳・キャッシュカードを発行いたしません（媒体不発行方式）。
- b. 既存の貯蓄預金口座を目的預金口座へ切り替えることはできません。また、目的預金口座を媒体発行方式の貯蓄預金口座へ切り替えることもできません。
- c. 目的預金口座への入出金は、本アプリを通じた紐付け口座との間での振替に限定されます。当行本支店窓口や現金自動預払機（現金自動預金機・現金自動支払機を含みます。）での取引はできません。
- また、各種料金の自動支払口座への指定、給与・年金および配当金の自動受取口座としての指定、「いわぎんインターネットバンキングサービス」への登録もできません。

⑥ 取扱店

目的預金の取扱店は紐づけ口座の取扱店とします。

⑦ つみたてルールの設定

- a. 目的預金では、つみたての周期やつみたて金額（以下、「つみたてルール」といいます。）を設定することができます。なお、つみたてルールは目的ごとに1つ設定することができます。
- b. つみたて日には、設定したつみたて金額分の預金を紐づけ口座から目的預金口座へ振替し、本アプリ上では振替した預金を対象の目的へ入金します。ただし、つみたてにより目的の残高が目標金額を超える場合には、超える部分の金額は「未分類」へ入金します。
- c. 同一日に複数のつみたてが行われる場合、合算した金額で紐づけ口座から目的預金口座への振替を行います。
- d. つみたての登録・変更・削除は翌日から適用されます。
- e. つみたて日を毎月29日～31日に設定した場合で、当該日が存在しない月はその月の月末日をつみたて日として取扱います。
- f. つみたて日が、1月1日から1月3日にあたる場合、1月4日につみたてを行います。
- g. 以下の場合には、つみたてを行うことができません。
- ア. つみたてルールを設定した目的の残高が目標金額に到達している場合
 - イ. つみたて金額の振替時点において、設定内容に基づくつみたて金額が、紐づけ口座より払い戻すことのできる金額（貸越契約がある場合でも貸越可能残高は含みません）を超える場合
 - ウ. 紐づけ口座が解約済の場合
 - エ. 紐づけ口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合
 - オ. 紐づけ口座に関して、差押等やむを得ない事情があり当行が不適当と認めた場合
 - カ. その他当行がつみたての停止を必要と認めた場合
- h. 以下の場合には、以降のつみたては行われません。
- ア. 目的の残高が目標金額に到達し、「達成」ボタンをタップした場合

イ. つみたてルールの設定画面からつみたてルールを削除した場合

ウ. 目的を削除した場合

エ. 本アプリの利用を解除（目的預金口座を解約）した場合

⑧ 目的預金の解約等

本アプリの利用解除を行った場合または本アプリから目的預金口座の解約を行った場合、目的預金口座は解約されます。

目的預金口座の解約により、目的預金口座内の残高は、全額紐づけ口座へ入金されます。

ただし、お客さまのご利用状況によっては、目的預金を解約できない場合がございます。

(8) カードローンサービス

① カードローンサービスとは、本アプリに登録したカードローン口座の借入・返済を行うサービスをいいます。

② 本サービスでは、「インターネットバンキングサービス規定」第8条「カードローンサービス」に定める内容を適用します。

(9) 家族口座見守りサービス

① 概要

a. 家族口座見守りサービス（以下、この号において「本サービス」といいます。）とは、当行に預金口座を保有するお客さま（以下、「口座情報提供者」といいます。）が、指定したご家族等（以下、「見守り人」といいます。）に、指定した条件で口座情報提供者が保有する預金口座の残高・入出金明細の照会および入出金の通知を許可するサービスをいいます。

b. 見守り人は、口座情報提供者による本サービスの申込み以降、見守り人が利用する本アプリ上で口座情報提供者が保有する預金口座の残高・入出金明細の照会が可能となります。

なお、見守り人が照会できる入出金明細は、口座情報提供者による本サービスの申込日以降のものに限ります。

② 利用申込

a. 口座情報提供者は、本アプリまたは店頭で、預金口座の残高・入出金明細の照会および入出金の通知を許可する見守り人の情報、口座情報の提供範囲および入出金通知の有無を登録することにより本サービスを申込むことができます。

b. 口座情報提供者は、本サービスの申込みにあたり、お申込み以降に口座情報提供者のお名前・店名・口座番号・残高および入出金明細が、見守り人が利用している本アプリ上で提供されることについて同意するものとします。

c. 口座情報提供者および見守り人が本アプリをご利用いただいていない場合は本サービスを申込むことはできません。

d. 本サービスに登録できる口座は当行所定の種類に限ります。

③ 登録内容の変更

a. 口座情報提供者は、本アプリまたは店頭で、口座情報の提供範囲および入出金通知の有無を変更することができます。

b. 見守り人は、本アプリで入出金通知の受信停止・再開ができます。ただし、口座情報の提供範囲および入出金通知の有無の変更はできません。

④ サービスの終了

a. 口座情報提供者は、本アプリまたは店頭で、本サービスを終了できます。

b. 見守り人による本サービスの終了はできません。

c. 次のいずれかに該当した場合、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。

ア. 口座情報提供者の「いわぎんインターネットバンキングサービス」が解約された場合

イ. 本サービスに登録している口座情報提供者の口座が「いわぎんインターネットバンキングサービス」の利用口座から削除された場合

⑤ 免責事項

口座情報提供者が誤った見守り人の登録を実施した等の事由によりお客さまに損害が生じた場合も、当行は一切の責任を負いません。

(10) 関連口座追加登録サービス

① 関連口座追加登録サービスとは、お客さま名義で既に当行本支店に開設されている預金口座を、

本アプリの操作によってご利用口座として登録するサービスをいいます。

- ② 本サービスでは、「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」第14条「関連口座追加登録サービス」に定める内容を適用します。

(11) 関連口座削除サービス

- ① 関連口座削除サービスとは、本サービスのご利用口座として登録されている預金口座を、本アプリの操作によってご利用口座から削除するサービスをいいます。
- ② 本サービスでは、「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」第15条「関連口座削除サービス」に定める内容を適用します。

(12) ワンタイムパスワードサービス

- ① ワンタイムパスワードサービスは、当行が指定する本アプリの一部のサービスのご利用時および「いわぎんインターネットバンキングサービス」におけるご利用時や取引時の本人確認に必要となる、可変的なパスワードを生成するサービスをいいます。
- ② 本サービスでは、「いわぎんOTPサービス規定」に定める内容を適用します。

(13) 「いわぎんインターネットバンキングサービス」への自動ログイン

本サービスの利用登録が完了しているお客さまは、本アプリから「いわぎんインターネットバンキングサービス」の各種取引画面へ遷移する際に、「いわぎんインターネットバンキングサービス」のログイン操作を省略することができます。

第2条 ご利用条件

お客さまは、本規約および「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」にご同意いただいた上で、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスをご利用することができるものとします。

1. あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン(但し、指定機種に限るものとします。以下同じ。)において利用できる状態にしておくこと。
2. 本アプリでご利用するメールアドレスの登録が完了していること。
3. 本アプリのご利用パスワード(以下「アプリ暗証番号」と言います)の登録が完了していること
4. 「いわぎんインターネットバンキングサービス」契約が成立していること。

第3条 本人確認

1. 本アプリ起動時は、アプリ暗証番号により本人確認を行います。当行が認識したアプリ暗証番号が、あらかじめお客さまが当行宛届け出ている内容と一致した場合、当行は契約者からの依頼と認め、取引の依頼を受け付けます。
2. 生体認証機能(お客さまがご自身の端末に登録されている生体情報を利用する方法をいいます)を利用するとアプリ暗証番号の入力を省略することができます。ただし、生体認証の利用は、当行所定の機能を備える端末とします。なお、生体認証で利用するお客さまの生体情報は、当行では取得・保存しません。

第4条 アプリ暗証番号盗難による振込等

「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」第17条「盗難IDおよびパスワードによる振込等」に定める内容を適用します。

第5条 パスワード等の管理

お客さまは、お客さまのスマートフォンが第三者の手に渡り、かつパスワード等が知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに損害が発生したりする可能性があることを十分認識した上で、お客さまの責任においてスマートフォンおよびパスワード等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

第6条 スマートフォンの管理

1. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォンが第三者に渡らないように厳重に管理するものとし、当該スマートフォンが紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。

2. お客さまは、本プログラムをインストールしたスマートフォンがコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう十分注意するものとします。

第7条 本アプリの初期化

1. お客さまは当行所定の方法により、本アプリを初期化することができます。
2. 本サービスの利用に際し、アプリにご登録いただいたアプリ暗証番号を当行所定の回数以上誤って使用されたときは、本サービスの取扱いを中止します。お客さまが本サービスの再開を希望する場合は、本アプリの初期化を行ってください。

第8条 権利帰属等

1. お客さまは、本サービスに基づく利用者の権利を譲渡または質入れできません。
2. 当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第9条 免責事項

1. スマートフォンの機種変更、初期化、通信圏外時の利用、回線障害の発生等により本サービスの取扱いが遅延もしくは不能となった場合、本サービスに関して当行から送信した情報・データの伝達が遅延もしくは不能となった場合、または本サービスを利用して保存した情報・データが喪失した場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
2. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
3. 本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の確認手段を行ったうえで送信者を利用者とみなして取扱いを行った場合は、端末、ソフトウェア、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 前各項において当行の責に帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合、特別損害については、当行の予見可能性の有無に関わらず、当行は責任を負いません。但し、当行に故意または重大な過失がある場合にはこの限りでないものとします。

第10条 利用者責任

1. お客さまが本規約に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さまの責めに帰すべき事由により第三者から受けたクレーム・請求等については、お客さまの責任において解決するものとします。
2. お客さまが本規約に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客さまがこれを賠償する責任を負います。

第11条 サービスの改廃・規約の変更

1. 当行は、本サービスの種類・内容を変更する場合があります。また、本サービス改廃のために一時的にサービスの利用を停止する場合があります。
2. この規約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条4の規定に基づき変更するものとします。
3. 前項によるこの規約の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
4. 前二項による変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第12条 サービスの終了

1. 当行は、利用者に事前に通知した上で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. お客さまがアプリに登録しているすべての口座を解約された場合、本サービスの利用も自動的に

終了するものとします。

3. 「いわぎんインターネットバンキングサービス」が解約された場合、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。

第13条 本サービスの利用に際してのご注意

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。（本アプリのバージョンアップや再設定などで追加的に発生する通信料も含まれます。）
2. お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
3. 本サービスの利用のためにお客さまがご利用になるスマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォンを処分する際も、当該スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。
4. スマートフォンから本アプリを削除した後に、同一のスマートフォンで本サービスをご利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、第3条に基づき当行へのアプリ暗証番号の届出を行っていただく必要があります。
5. 当行とは関係のない第三者の作成した類似アプリにご注意ください。お客さまが設定したアプリ暗証番号等を抜き取る、あるいはコンピューターウイルスに感染させることを目的とした悪意のある類似のアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのアプリ暗証番号等やスマートフォン内の情報が漏えいする可能性があります。
6. 本サービスの利用にあたってはスマートフォンのセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審なウェブサイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策をおすすめします。
7. 本サービスをご利用中のスマートフォンを盗難・紛失された場合には、すみやかに当行へ連絡するとともに、お客さまが加入している通信事業者（キャリア）へも連絡し回線停止のお手続きを行ってください。

第14条 利用停止

1. 当行は、お客さまが本規約に違反した場合に、いつでもお客さまに許諾した本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。
2. 本サービスは次の各項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各項の一つでも該当する場合には、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。次の各項の一つでも該当し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも契約者に通知することなく本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。なお、使用権の失効によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、使用権の失効により当行に損害が生じた場合は、その損害額をお支払いいただきます。
 - (1) 本サービスお申込時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - (2) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をしたとき。
 - ① 暴力的な要求行為

- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④に準ずる行為

第15条 規約の準用

本サービスに関し、本規約に定めていない事項については、当行の各種預金規定、いわぎん I C キャッシュカード規定をはじめとする各種規定の定めを準用します。

第16条 準拠法・管轄

本規約の準拠法は日本法とします。本規約に関する訴訟については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上
(2024年4月15日現在)